

アイランドジー・アイ ナーシングデイ 運営規程

第1条 (事業の目的)

株式会社アイランドジー・アイが開設する「アイランドジー・アイ ナーシングデイ」(以下「事業所」という)が行う指定通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員、設備及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、介護従業者(以下「従事者」という)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とします。

第2条 (運営の方針)

- 一、 事業所及び事業所の従事者は、利用者が要介護及び要支援状態となった場合でも、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- 二、 事業所及び事業所の従事者は、利用者の要介護及び要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護及び要支援状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行います。
- 三、 本事業の実施するサービスの提供にあたっては、利用者の心身の状態と希望に添って適切に提供します。特に、痴呆の状態にある要介護者に対しては、その特性に対応した方法でサービスを提供します。
- 四、 事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対しサービスの提供方法について理解しやすいように説明を行います。
- 五、 事業の提供にあたっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
- 六、 事業の提供には、用いる設備、器具その他の備品の使用に対して、安全性及び清潔の保持には十分に留意します。

第3条 (事業所の名称)

- 一、 名称 アイランドジー・アイ ナーシングデイ
- 二、 所在地 岐阜県瑞浪市北小田町2丁目285番地

第4条 (職員の職種、員数、及び職務内容)

事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとします。

一、 管理者 1名 (常勤 兼務)

管理者は、本事業所の従業者の管理、相談支援、指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の利用申し込みに係る調整、具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画の作成、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。提供される事業が法令等で定められる基準を遵守したものであるよう従業者に必要な指揮命令を行います。

二、 生活相談員 2名 (常勤 専従1名・兼務1名)

利用者、及び家族の生活の質の向上に資するよう、利用者の病状・心身の状態・介護人及び家族の身体の状況・生活環境を理解し、利用者や家族の意向に配慮しながら援助方針・援助計画の設定から見直し、その他制度利用の援助等を行います。また、医療、保健、福祉のサービス提供機関との連絡・調整を行います。

三、 看護職員 3名 (非常勤兼務1名)

利用者の健康状態を観察し、主治医の意見に照らし入浴の可否判断、生活指導の他、養護、機能訓練等事業所のサービス提供時における健康管理を行います。

四、 介護職員 8名 (常勤兼務1名 非常勤専従7名)

介護職員は事業所の行う、入浴、食事、送迎、養護、機能訓練の補助、家族への情報提供、その他必要なサービスの提供にあたります。介護職員の員数は利用者15名までに対し1名とし、以後利用者の数が5または端数を増すごとに1名を確保します。

五、 機能訓練指導員 1名 (非常勤兼務)

利用者に対し、日常生活を営むのに必要な機能を減退防止する訓練、助言を行ないます。

六、 事務職員 1名 (非常勤兼務)

介護保険請求事務・金銭管理等必要な事務を行ないます。

第5条 (営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとします。

一、 営業日 月曜日から土曜日 ただし、12月31日から1月3日までを除きます。

二、 営業時間 9時10分から16時15分 (時間外対応有り)

第6条

事業所の利用定員 1日あたりの最大利用人員を30名とします。

第7条 (事業内容及び利用料その他費用の額)

[事業内容]

- 一、 事業はそれぞれの利用者に応じた通所介護計画に従って提供されます。また、通所介護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿って作成されます。
- 二、 事業の内容は、生活指導、レクリエーションを含む機能回復訓練、口腔機能向上への取組、養護、家族介護者相談、健康チェック、送迎、入浴、食事、その他日常生活上必要な援助とします。
- 三、 サービスの提供には、主治医の意見を確認した上でサービスを提供します。
- 四、 (予防) 通所介護計画
 - (ア) 事業所の管理者及び生活相談員は、利用者の心身の状況・希望・その置かれている環境を踏まえ、本人・家族・従事者・介護支援専門員・主治医等と協議の上、援助の目標・目標達成に向けての具体的内容等を記載した(予防)通所介護計画(以下「介護計画」とする)を作成する。また、計画作成において、被保険者証等に意見が付されている場合は、その内容に十分配慮した計画を作成します。
 - (イ) 介護計画は、少なくとも利用開始直前までに作成されることを原則とします。また、初回利用などでは、特に家庭訪問、本人への面会、介護支援専門員からの申し送り等の手段により、多くの情報を集めることに心掛けます。
 - (ウ) 事業所の管理者及び生活相談員は、利用者毎に設けた期間毎(通常3ヶ月から6ヶ月)に介護計画の内容を見直します。
 - (エ) 事業所の従事者は、利用者のカルテの作成を適時行います。また、日々の観察の中から必要事項を記載することを怠ることのないようにします。
 - (オ) 事業所の管理者及び生活相談員は、利用者・その家族・介護支援専門員に対し、(予防)通所介護の内容及び介護計画を書面にて定期的に説明し、介護計画は本人、場合によっては家族の同意を取ります。
- 五、 その他の記録
 - (ア) 事業所の従事者は、利用者の各種事業への参加・利用状況に対する記録を作成します。
 - (イ) 事業所の従事者は、職員同士が利用者の状況を共有・把握するための各種記録を作成します。

(ウ) 事業所の従事者は、利用者やその家族からの苦情を記録します。

六、 勤務体制の確保

事業所は、介護保険法施行規則居宅指定基準に規定する人員基準の確保の下で事業を提供します。

七、 他事業所との連携並びに多様な活動の確保

事業所は、利用者に対し、地域内にある各種の社会福祉資源、多様な活動に確保に努めます。

八、 家族との連絡

事業所は、利用者の家族への定期的な連絡が確保されるよう努めると共に、利用者の不利益とならないよう必要な情報を連絡します。

[事業の利用料その他費用の額]

九、 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定めるところの介護報酬の告知上の額とします。

十、 当該指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業が法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とします。

十一、 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付します。

十二、 その他必要な費用について

その他必要な費用に関しては、以下の通りとします。但し、費用を徴収する際は、予め利用者または家族に対して重要事項説明書記載内容を用いて説明した上で、署名捺印を受けることとします。

*その他の費用

- | | |
|-------------|------------------------|
| ・食費（昼食・おやつ） | ・・・ 921円 |
| ・実施地域外送迎費 | ・・・ 550円（片道10km未満往復） |
| | ・・・ 1,100円（片道10km以上往復） |
| ・通常実施時間超過 | ・・・ 2,200円（1時間未満） |
| | ・・・ 1,100円（以降1時間毎） |

第8条（通常の事業の実施地域）

瑞浪市内全域、土岐市内（駄知町、肥田町、泉町）

第9条（サービス利用に当たっての留意事項）

- 一、 事業者は、利用者またはその家族に対し、予め重要事項・契約内容等を文書で説明します。
- 二、 事業所は、正当な理由なく利用者に対する事業の提供を拒みません。
- 三、 事業者は、利用申込者に対しては、事業所の「利用審査基準」を設け、管理者及び生活相談員が必要と認める時には、「利用審査判定委員会」の公平かつ厳正な審査を必要とするものとしします。
- 四、 利用者の居住する地域によっては希望利用日の調整をさせていただくことがあることを予め説明します。
- 五、 事業所は、利用者とその家族に対して、当日の利用者の体調によっては事業所の実施するサービスの一部または全部の提供を中止することがあることを、予め文書にて説明しておくことと共に、利用者が入院治療を要する状態など認めた場合は、適切な医療機関などを紹介するなどの措置を講じます。

第10条（利用審査判定委員会）

利用申込者においては、事業所が別に定めた「利用審査基準」により慎重に判断されるが、管理者及び生活相談員は必要と判断される場合には、「利用審査判定委員会」を開催し、書類及び面談結果に基づく審査を必要とします。

- 一、 利用審査委員会は、管理責任者、生活相談員、管理職をもって構成されます。
- 二、 利用の可否判断に際しては、利用審査判定委員会の総意とします。
- 三、 利用審査には、正当な理由なく利用を拒否されることの無いよう、審査は厳正に行います。
- 四、 利用不可の場合、家族から理由を求められれば、利用審査判定会はその理由を述べます。

第11条（緊急時における対応方法）

- 一、 事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変・事故・ケガ、その他緊急事態が生じた時は、速やかに119番、主治医、協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じます。

- 二、 病状の急変・事故・ケガ、その他緊急事態が生じた時は、速やかに家族へ連絡するとともに、必要時には瑞浪市をはじめ必要な機関への報告をします。
- 三、 利用者における病状の急変・事故・ケガが発生した場合は、その状況及び従業者のとした対応について記録し、その原因を究明し、再発防止の対策を講じます。

第12条（非常災害対策）

- 一、 従業者は、事業の提供中に天災その他の災害発生した場合、利用者の避難等適切な措置を講じます。
- 二、 管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。
- 三、 防火管理者は、非常災害に備えて、消防計画及び防災計画を作成し、年2回定期的に避難、通報、消火等その他必要な訓練を行います。

第13条（個人情報の保護）

- 一、 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。
- 二、 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的には利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ます。

第14条（守秘義務）

- 一、 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- 二、 従業者であった者（退職者等）に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用計画の内容とします。

第15条（苦情処理についての対応）

- 一、 利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、必要な措置を講じます。

二、利用者又はその家族からの苦情を受け付けた場合には、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、当該苦情の内容等を記録し、サービスの質の向上に向けた取り組みを行います。

三、事業所は、提供した事業に関し、介護保険法（以下「法」という。）第 23 条又は法第 78 条の 6 若しくは法第 115 条の 15 の規定により、瑞浪市に文書その他の物件の提出、若しくは提示の求め又は市職員からの質問、照会に応じ、調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

四、事業所は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 2 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

第 16 条（衛生管理等）

一、利用者の使用する施設、設備、備品について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。

二、食中毒及び感染症の発生し、または蔓延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携を保つものとします。

第 17 条（身体的拘束等の禁止）

一、事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。但し、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は除きます。

二、前項の規定による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体拘束等の態様及び目的、身体拘束を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文章で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができることとします。

三、全各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、管理者及び生活相談員、介護従事者により検討会議を行います。また、経過観察記録を整備します。

第 18 条（損害賠償）事業者の義務違反

一、損害賠償責任

事業提供者は、契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用

者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 14 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。事業提供者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

二、損害賠償がなされない場合

1. 事業提供者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。
2. 利用者及び家族が、契約締結時及びサービスの実施時に必要な事項及びその心身の状況、病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
3. 利用者の容態急変等、事業提供者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
4. 集団介護中及び個室での事故においては、事業提供者側が認知症である利用者の病態を理解した上で十分な努力を行ったとしても未然に防ぐことが困難と判断される場合。

三、事業提供者の責任によらない事由によるサービスの実施不能

事業提供者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第 19 条（契約解除）

次の各号の場合、利用者との契約は解除されます。

- 一、利用者及び家族から契約解除の意思表示がされ、これが正当と認められた場合。
- 二、利用料金の滞納が 2 ヶ月以上となり、督促にも応じなかった場合。
- 三、利用者が死亡した場合。

第 20 条（その他運営に関する重要事項）

- 一、事業所は、自らその提供する事業の質の評価を行なうと共に、常にその改善を図ります。
また、必要であれば外部の監査を受け入れます。

二、従業者研修

事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証整備します。

1. 採用時研修 採用後 3 か月以内
2. 継続研修 年 1 2 回（各月実施）

三、書類等記録の保管

事業所は、事業に関する記録を整備し、当該記録を整備した日から5年間保存するものとする。

第21条（虐待防止に関する事項）

一. 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

1. 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
2. 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
3. その他虐待防止のために必要な措置

二. 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附則1

上記の内容は平成23年3月22日より施行する。

附則2 平成24年2月1日より

第4条（職員の職種、員数、及び職務内容）・・・体制に合わせ変更

附則3 平成24年4月1日より

- 第4条 三、看護職員体制
五、機能訓練指導員数変更
第5条 二、営業時間変更

附則4 平成24年5月1日より

第4条 三、看護職員体制

附則5 平成25年2月1日より

- 第4条 三、看護職員体制
四、介護職員体制

附則6 平成25年7月1日より

- 第7条 十二、食事料金変更
第12条 三、記録の保管期間変更

附則7 平成25年12月1日より

- 第4条 四、介護職員体制
第6条 事業所の利用定員変更

附則8 平成26年4月1日より

第7条 十二、その他必要な費用について

附則9 平成27年4月1日より

- 第4条 三、看護職員体制
四、介護職員体制

附則10 平成27年8月1日より

第7条 十、事業の利用料その他費用の額

附則11 平成28年4月1日より

第4条 三、看護職員体制
四、介護職員体制

附則12 平成29年4月1日より

第1条 名称変更

第4条 一、 名称変更

第7条 十、 名称変更

附則13 令和元年11月1日より

第1条、第4条 第一項、第7条 第十項 介護保険法改正により以下のようにサービス名称を
変更

前：介護保険法に基づく介護予防通所介護及び第一号通所介護

後：介護予防・日常生活支援総合事業

附則14 令和元年11月1日より

第7条 十二項 その他の費用

・食材料費（昼食・おやつ）	・・・ 905円→921円
・実施地域外送迎費	・・・ 540円→550円
	・・・ 1080円→1100円
・通常実施時間超過	・・・ 2160円→2200円
	・・・ 1080円→1100円

附則15 令和元年11月1日より

第4条 三、 看護職員体制

四、 介護職員体制

附則16 令和3年4月1日より

第4条 四、 介護職員体制

第21条 虐待防止に関する事項

附則17 令和6年4月1日より

第4条 三、 看護職員体制

四、 介護職員体制

五、 機能訓練指導員体制

附則18 令和6年8月1日より

管理者氏名変更

第4条 三、 看護職員体制

附則19 令和7年3月1日より

管理者氏名変更

第4条 三、 看護職員体制

四、 介護職員体制

五、 機能訓練指導員体制